

## 女性自立支援法（仮称）の制定を求める意見書

国はこれまで、さまざまな困難な問題を抱えた女性への支援を、1956年制定の売春防止法を根拠に「婦人保護事業」として行ってきた。

その後のニーズの多様化により、2001年にはDV防止法によるDV被害者が、2004年には人身取引行動計画に基づく人身取引被害者が、2013年にはストーカー法改正によるストーカー被害者が支援対象に加えられた。

しかし、売春防止法は制定以来、抜本的な改正は行われず、DVや性暴力、貧困、虐待、居場所の喪失等々、支援を必要としている女性や子どもたちへの必要な支援が届けられない現状が続いている。

2018年7月30日、厚労省は婦人保護事業機関代表、自治体関係者、学識経験者、全国母子生活支援施設協議会代表、全国女性シェルターネット理事、若年女性支援の民間団体等の構成による「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を設置し、2019年10月11日に「中間まとめ」が公表され「婦人保護事業の現状と課題」、「婦人保護事業の運用面における見直し」及び「婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方」に関して基本的な認識を取りまとめた。

また、2016年には与党PT「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」、2019年には与党PT「婦人保護事業の運用面における見直しについて」が出され、婦人保護事業の見直し、性暴力被害に遭った女性等を支援する新法制定の必要性など、7つの提言が述べられている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を満たした女性自立支援法（仮称）の制定を強く求めるものである。

### 記

- 1 女性自立支援法（仮称）は、理念法や体制整備法ではなく、実効性のある具体的な利用者本位の法制定とすること。
- 2 人権の擁護と男女平等の実現を図ることの重要性に鑑み、さまざまな困難な問題に直面する女性を対象とした専門的な支援を行う包括的な支援制度にすること。
- 3 現場のニーズに対応し得る支援制度とするために関係者の意見を聴取すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月27日

三鷹市議会議長 石井良司